

参 考 资 料



資料1 計画事業一覧

1. すべての子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てできるよう、サービスを充実します

方向性(1) お母さんと子どもの健康づくり

1	母子健康手帳の交付.....	40 頁
2	妊婦・産婦健康診査.....	40 頁
3	新生児訪問指導.....	41 頁
4	乳児健康診査.....	41 頁
5	1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査.....	41 頁
6	育児相談・出張育児相談.....	41 頁
7	アレルギー健診・教室.....	41 頁
8	歯科衛生相談.....	41 頁
9	子どもの事故防止のための啓発活動の推進.....	42 頁
10	妊産婦の食育の推進.....	42 頁
11	乳幼児の食育の推進.....	42 頁
12	小児医療体制の充実・確保.....	42 頁
13	ぜん息児のための環境保健事業(機能訓練事業).....	42 頁

方向性(2) すべての子育て家庭が利用できる子育て支援サービスの充実

14	児童養育家庭ホームヘルプサービス 重点	45 頁
15	緊急一時保育 重点	45 頁
16	短期保育(ショートナースリー).....	45 頁
17	一時保育 重点	45 頁
18	訪問型一時保育 ★ 重点	45 頁
19	育児支援家庭訪問.....	45 頁
20	ショートステイ.....	45 頁
21	トワイライトステイ ★ 重点	46 頁
22	訪問型病後児保育 ★ 重点	46 頁
23	施設型病後児保育 ★ 重点	46 頁
24	ファミリー・サポート・センター.....	46 頁
25	子育てひろば 重点	46 頁
26	つどいの広場・子育て広場.....	46 頁
27	幼児の時間.....	46 頁
28	すずかけ講座「子育てママの、わたしの時間～おしゃべりルーム」.....	47 頁
29	子育て出前相談.....	47 頁
30	未就園児への開放広場.....	47 頁
31	おひざでえほん(ブックスタート).....	47 頁

★ :17年度以降の新規事業
重点 :重点事業

方向性(3) 保育園等の保育サービス・幼稚園の充実

32	認可保育園の整備 重点	49 頁
33	認可保育園の民営化 重点	49 頁
34	認証保育所の整備誘導 重点	49 頁
35	家庭福祉員(保育ママ)制度.....	49 頁
36	保育園入所事前予約制度.....	50 頁
37	延長保育 重点	50 頁
38	夜間延長保育 重点	50 頁
39	休日保育 重点	50 頁
40	特定保育 ★ 重点	50 頁
41	幼稚園のあずかり保育.....	50 頁
42	幼稚園と保育園の総合施設.....	50 頁
43	保育園等の第三者評価.....	50 頁
44	保育園保育料等の見直し検討.....	50 頁

方向性(4) 利用者の視点に立った情報の発信

45	区報による情報提供.....	52 頁
46	子育て支援情報の提供.....	52 頁
47	保育園・子育て支援ホームページの内容の充実とPR.....	52 頁
48	子育て支援ガイドブックの作成・配布、ITを活用した子育て支援情報の提供 ★.....	52 頁
49	子育て応援冊子の配布.....	52 頁

方向性(5) 子育て家庭への経済的な支援

50	児童に関する各種手当の支給.....	53 頁
51	私立幼稚園等園児の保護者への助成.....	54 頁
52	区立幼稚園園児の保護者への助成.....	54 頁
53	乳幼児医療費助成制度.....	54 頁
54	ひとり親家庭等医療費助成制度.....	54 頁
55	未熟児養育医療.....	54 頁
56	育成医療及び療養給付事業.....	54 頁

★ :17年度以降の新規事業
重点 :重点事業

2. 子どもたちをたくましく心豊かに育てます

方向性(1) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会づくり

57	フレンドリー計画の推進 重点	58 頁
58	児童館－中高生の居場所づくり 重点	58 頁
59	児童館－異年齢集団活動支援 重点	59 頁
60	児童館－ボランティア活動体験 重点	59 頁
61	コミュニティ会館事業.....	59 頁
62	学童クラブ.....	59 頁
63	学校の校庭開放.....	59 頁
64	総合型地域スポーツクラブの設立支援.....	59 頁
65	わんぱく天国.....	60 頁
66	公園再整備の計画的推進.....	60 頁
67	地域体験活動支援事業.....	60 頁
68	小学生の農村生活体験事業.....	60 頁
69	自然・農業・経済・交流の循環型体験教室(Do School).....	60 頁
70	科学教室.....	60 頁
71	サブ・リーダー講習会.....	61 頁
72	ジュニア・リーダー研修会.....	61 頁
73	少年団体の育成.....	61 頁
74	中学生の職業体験・保育体験学習.....	61 頁

方向性(2) 子どもの生きる力の育成にむけた教育環境の整備

75	特色ある学校づくり.....	63 頁
76	道徳教育の推進.....	63 頁
77	体験的な活動を取り入れた学習の展開.....	63 頁
78	人権尊重教育.....	64 頁
79	国際理解教育の推進.....	64 頁
80	情報教育の推進.....	64 頁
81	開発的学力向上プロジェクト.....	64 頁
82	区立学校の適正配置.....	64 頁
83	学校選択制度.....	64 頁
84	学校年二学期制の導入.....	64 頁
85	学校運営協議会の設置と運営.....	65 頁
86	学校における地域人材の活用.....	65 頁

★ :17年度以降の新規事業
重点 :重点事業

方向性(3) 子どもの心とからだの健康づくり

87	子どもの年代に応じた食育の推進	67 頁
88	思春期相談	67 頁
89	エイズ及び性感染症等に関する性教育	67 頁
90	喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策	67 頁

3. 地域ぐるみで子育てを見守り・協力しあいます

方向性(1) 親同士のつながりと子育て力を育む場・機会づくり

91	母親学級・パパのための育児学級	71 頁
92	2か月児学級・育児学級	71 頁
93	保育士が実施する子育て講座	71 頁
94	子育て講演会	71 頁
95	子育てひろば(再掲) 重点	72 頁
96	両親大学	72 頁
97	毎月 25 日は「すみだ 家庭の日」	72 頁

方向性(2) 地域の子育て力の育成と協働

98	子育てサポーターの育成 ★ 重点	74 頁
99	高齢者と園児のふれあい給食	74 頁
100	高齢者団体活動の支援 重点	74 頁
101	いきいきプラザにおける交流事業 重点	74 頁
102	子育てグループの育成 重点	74 頁
103	地域の空き店舗等を活用した子育て支援事業 ★ 重点	75 頁
104	青少年委員活動	75 頁
105	青少年育成委員会活動の支援	75 頁
106	NPO・ボランティア活動等地域活動の支援 重点	75 頁
107	地域の子育て支援・青少年育成団体の連携 重点	75 頁

方向性(3) 子育て・子育て支援ネットワークの構築

108	乳幼児子育て相談	77 頁
109	子育て相談センター事業	77 頁
110	子育て支援総合センターの整備 ★ 重点	77 頁
111	子育て支援総合コーディネート ★ 重点	77 頁
112	子どもを守るためのネットワークの推進、 要保護児童対策地域協議会の設置 重点	77 頁

★ :17 年度以降の新規事業
重点 :重点事業

4. 個別の支援が必要な子どもとその家庭をきめ細かくサポートします

方向性(1) ひとり親家庭の自立支援

113	母子相談・女性相談・家庭相談.....	81 頁
114	女性のためのカウンセリング & DV相談.....	81 頁
115	東京都母子福祉資金(技能習得資金)の貸付.....	81 頁
116	母子家庭自立支援給付金事業.....	81 頁
117	母子福祉応急小口資金貸付事業.....	81 頁
118	児童扶養手当等の支給(再掲).....	81 頁
119	ひとり親家庭等医療費助成制度(再掲).....	82 頁
120	母子緊急一時保護事業.....	82 頁
121	母子生活支援施設.....	82 頁
122	母子生活ホームにおける保育機能の付加.....	82 頁

方向性(2) 障害のある子どもの発達と成長支援

123	乳幼児経過観察.....	84 頁
124	心身障害児(者)歯科相談.....	84 頁
125	療育・訓練事業.....	84 頁
126	保育園における障害児保育.....	84 頁
127	幼稚園における障害児教育.....	84 頁
128	就学相談.....	84 頁
129	心身障害学級運営.....	85 頁
130	特別支援教育への対応.....	85 頁
131	障害のある児童・生徒との交流.....	85 頁
132	学童クラブへの障害児の受け入れ.....	85 頁

方向性(3) 虐待の防止及び虐待を受けた子どもとその家庭への支援

133	新生児訪問指導(再掲).....	87 頁
134	育児相談・出張育児相談(再掲).....	87 頁
135	子どもを守るためのネットワークの推進、 要保護児童対策地域協議会の設置(再掲) 重点	87 頁
136	区民むけ啓発パンフレット及び虐待防止マニュアルの配布.....	87 頁
137	子育て支援総合センターを中心とした虐待防止・再発防止体制の整備 ★重点	87 頁

★ :17年度以降の新規事業
重点 :重点事業

方向性(4) 不登校、非行等の問題を抱える子どもとその家庭への支援

138	児童館－中高生の居場所づくり(再掲) 重点	89 頁
139	青少年育成委員会活動の支援(再掲).....	89 頁
140	教育相談事業.....	89 頁
141	スクールカウンセラーの配置 重点	89 頁
142	スクールサポート事業 重点	89 頁
143	ステップ学級.....	89 頁

5. 子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境をととのえます

方向性(1) 男女が協働して子育てに取り組んでいける環境づくり

144	男性の育児参加にむけた意識啓発.....	93 頁
145	すずかけサロン オットマン倶楽部.....	93 頁
146	女性リーダー養成事業 すずかけ大学.....	93 頁
147	男女の機会均等の確保や待遇の改善にむけた啓発.....	93 頁
148	育児休業制度の取得促進にむけた啓発.....	93 頁
149	働く女性のための支援事業.....	93 頁
150	再就職支援のための事業.....	93 頁

方向性(2) 子どもの安全を守るための環境の整備

151	交通安全教室.....	95 頁
152	スクールゾーン育成事業.....	95 頁
153	セーフティ教室.....	95 頁
154	防犯ブザーの貸与.....	95 頁
155	緊急通報装置等の防犯設備の整備.....	95 頁
156	すみだこどもの 110 番.....	95 頁
157	地域防犯対策.....	95 頁

方向性(3) 子育てにやさしいまちづくりの推進

158	すみだ子育て支援マンション認定・整備補助事業.....	97 頁
159	放置自転車対策.....	97 頁
160	道路バリアフリー事業.....	97 頁
161	公園出入口バリアフリー事業.....	97 頁
162	交通バリアフリー事業.....	97 頁
163	区庁舎、公共施設への子育て者むけトイレ等の整備.....	97 頁

★ :17 年度以降の新規事業
重点 :重点事業

資料2 子育て支援サービス等の目標事業量

1. 子育て支援サービスの目標事業量

		現 状 (平成 16 年度)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
産後支援ヘルパー	延派遣回数/年	123 回	130 回	138 回	145 回	153 回	160 回
一時保育	定員数 か所数	6 人 1 か所	6 人 1 か所	6 人 1 か所	12 人 2 か所	18 人 3 か所	30 人 5 か所
訪問型一時保育	延派遣回数/年	0 回	0 回	0 回	840 回	840 回	840 回
ショートステイ	定員数 か所数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
トワイライトステイ	定員数 か所数	0 か所	0 か所	0 か所	10 人 2 か所	10 人 2 か所	10 人 2 か所
休日保育	定員数 か所数	20 人 1 か所	20 人 1 か所	20 人 1 か所	40 人 2 か所	40 人 2 か所	40 人 2 か所
特定保育	定員数 か所数	0 か所	0 か所	10 人 1 か所	20 人 2 か所	20 人 2 か所	20 人 2 か所
施設型病後児保育	定員数 か所数	0 か所	0 か所	0 か所	5 人 1 か所	5 人 1 か所	5 人 1 か所
訪問型病後児保育	延派遣回数/年	0 回	0 回	0 回	840 回	840 回	840 回
ファミリー・サポート・センター	か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
子育てひろば(A型)	か所数	2 か所	4 か所	6 か所	8 か所	10 か所	11 か所
地域子育て支援センター(B型)	か所数	0 か所	0 か所	0 か所	2 か所	2 か所	2 か所
子ども家庭支援センター(先駆型)	か所数	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
学童クラブ	定員数 か所数	1,259 人 24 か所	1,425 人 26 か所	1,425 人 26 か所	1,465 人 27 か所	1,465 人 27 か所	1,465 人 27 か所

※子育てひろば (A型) : 児童館で実施

※地域子育て支援センター (B型) : 子育て相談センター2 か所で実施

2. 保育園等の保育サービスの目標事業量

■ 認可保育園

		現 状 (平成 16 年度)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
通常保育 7:15～18:15	定員数 園数	3,783 人 39 園	3,783 人 39 園	3,723 人 38 園	3,843 人 39 園	3,843 人 39 園	3,903 人 40 園
	0 歳 児	定員数 284 人	284 人	278 人	290 人	290 人	296 人
	1・2 歳児	定員数 1,113 人	1,113 人	1,093 人	1,132 人	1,132 人	1,152 人
	3 歳 児	定員数 725 人	725 人	715 人	736 人	736 人	746 人
	4・5 歳児	定員数 1,661 人	1,661 人	1,637 人	1,685 人	1,685 人	1,709 人
延長保育(1 時間) 6:45～7:15 ・ 19:15 まで	定員数 園数	575 人 23 園	575 人 23 園	625 人 25 園	700 人 28 園	750 人 30 園	750 人 30 園
夜間延長保育(2 時間) 20:15 まで	定員数 園数	100 人 4 園	100 人 4 園	100 人 4 園	125 人 5 園	125 人 5 園	125 人 5 園
夜間延長保育(4 時間) 22:15 まで	定員数 園数	25 人 1 園	25 人 1 園	25 人 1 園	50 人 2 園	50 人 2 園	50 人 2 園

■ 認可保育園以外の保育サービス

		現 状 (平成 16 年度)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
認証保育所	定員数 園数	190 人 7 園	220 人 8 園	250 人 9 園	280 人 10 園	280 人 10 園	280 人 10 園
家庭福祉員	受託 児数	50 人	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人

資料3 検討体制及び検討経過

1. 墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会

墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会設置要綱

平成16年4月20日
16墨福厚第140号

(設置)

第1条 墨田区次世代育成支援行動計画の策定に当たって、区民及び専門家等の意見を広く反映させることを目的として、墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 地域協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 墨田区次世代育成支援行動計画の策定に関すること。
- (2) その他墨田区次世代育成支援行動計画策定に関して区長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 地域協議会は、区民、学識経験を有する者、区内関係団体等及び区職員のうちから区長が委嘱する委員30人以内をもって組織する。

- 2 委員のうち、3名以内は一般公募により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から平成17年3月31日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 地域協議会に会長1人、副会長2人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、地域協議会を代表し、会務を総括する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地域協議会の会議は、必要の都度会長が召集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 地域協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(分科会)

第7条 地域協議会は、所掌事項を専門的かつ効果的に協議するため、協議会委員で構成する乳幼児期分科会及び児童・青年期分科会を置く。

- 2 分科会長は、分科会委員の互選により定める。
- 3 分科会長は、必要に応じて分科会を招集し、主宰する。
- 4 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会委員以外の者を分科会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 地域協議会の庶務は、福祉保健部厚生・児童課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年5月1日から適用し、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会委員名簿

区分	氏名	所属	乳幼児期分科会	児童・青年期分科会	報告書作業部会
会長	柏女 霊峰	淑徳大学社会学部教授			
副会長	布施 英雄	財団法人共愛館理事長	◎		◇
副会長	野原 健治	社会福祉法人興望館館長		◎	□
委員	沢田 幸地	沢田医院院長			
委員	長田 朋久	杉の子学園保育所	○		
委員	小林 昭彦	言問幼稚園園長	○		
委員	服部 栄	雲柱社理事長 墨田児童会館館長		○	
委員	宮田 進	社会福祉法人厚生館立花施設長		○	
委員	大串紀代子	すみだ子育て相談センター施設長	○		
委員	岩立 道子	主任児童委員	○		□
委員	斧 まゆみ	男女共同参画推進会議委員	○		
委員	高杉 政宏	本所地区小学校 PTA 連合会元会長		○	
委員	高島 隆一	向島地区小学校連合 PTA 会長		○	
委員	田村 亨	中学校 PTA 連合会元会長		○	□
委員	小田美佐江	青少年委員		○	
委員	松崎 せつ子	寺中地区青少年育成委員		○	□
委員	野城 東亜子	墨田区少年団体連合会		○	
委員	小菅 崇行	小菅株式会社代表取締役社長			
委員	加藤 洋子	公募委員	○		□
委員	淵田 果恵	公募委員	○		□
委員	須貝 利喜夫	公募委員		○	□
委員	坂田 静子	福祉保健部長			
委員	澤 節子	保健衛生担当部長（保健所長）			
委員	横山 信雄	教育委員会事務局次長			
委員	逆井 弘子	八広幼稚園園長	○		
委員	登坂 達雄	両国小学校長		○	
委員	長谷川ミチル	吾嬬第一中学校長		○	
委員	森 妙子	すみだ保育園長	○		

(分科会委員)

委員	高山 一郎	厚生・児童課長	○	○	□
委員	清水 寛	子育て支援課長	○		□
委員	菅沼 享子	保健計画課長	○		
委員	辻 佳織	本所保健センター所長	○		
委員	本保 善樹	向島保健センター所長		○	
委員	後藤 隆宏	生涯学習課長		○	□

※敬称略、順不同

※◎は分科会会長、○は分科会委員

※◇は報告書作業部会会長、□は報告書作業部会委員

墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会・分科会検討経過

■ 策定地域協議会

第1回	平成16年5月17日（月） 午前10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長あいさつ・委嘱状の伝達 ・ 会長・副会長の選任 ・ 次世代育成支援のこれまでの経緯、行動計画の策定の概要等説明 ・ 意見交換
第2回	平成16年10月29日（金） 午後2時～4時	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの経緯について ・ 中間のまとめ素案について
第3回	平成17年2月8日（火） 午後2時～4時	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの経緯について ・ パブリック・コメントについて ・ 「すみだ子育て・子育て応援宣言」について

■ 乳幼児期分科会

第1回	平成16年6月7日（月） 午後2時～4時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会会長の選任 ・ 分科会での検討事項について ・ 第1回地域協議会での意見、委員意見シートのまとめ ・ 区の次世代育成支援に関する課題、基本理念について
第2回	平成16年7月21日（水） 午前10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回分科会の確認、児童・青年期分科会の報告 ・ 基本理念と施策の体系、施策の展開について ・ 目標事業量数値報告について
第3回	平成16年9月14日（火） 午前10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回分科会の確認 ・ 区民懇談会の報告及び感想等 ・ 中間のまとめ素案（たたき台）について ・ 報告書作業部会の設置について
第4回	平成16年12月22日（水） 午前10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民懇談会の報告及び感想等 ・ パブリック・コメントについて ・ 最終のまとめにむけて

■ 児童・青年期分科会

第1回	平成16年6月16日(水) 午後6時30分～8時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会会長の選任 ・分科会での検討事項について ・第1回地域協議会での意見、委員意見シートのまとめ ・区の次世代育成支援に関する課題、基本理念について
第2回	平成16年7月13日(火) 午後6時30分～8時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回分科会の確認、乳幼児期分科会の報告 ・基本理念と施策の体系、施策の展開について ・目標事業量数値報告について
第3回	平成16年9月14日(火) 午後6時30分～8時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回分科会の確認 ・区民懇談会の報告及び感想等 ・中間のまとめ素案(たたき台)について ・報告書作業部会の設置について
第4回	平成16年12月22日(水) 午後6時30分～8時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・区民懇談会の報告及び感想等 ・パブリック・コメントについて ・最終のまとめにむけて

■ 報告書作業部会

第1回	平成16年10月6日(水) 午後6時30分～8時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会会長の選任 ・中間のまとめ素案について
第2回	平成17年1月17日(月) 午後6時30分～8時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントについて ・最終のまとめ素案について

2. 墨田区次世代育成支援行動計画策定本部

墨田区次世代育成支援行動計画策定本部設置要綱

平成16年4月20日
16墨福厚第140号

(設置)

第1条 墨田区次世代育成支援行動計画を策定するにあたり、全庁的な検討を進めるために、墨田区次世代育成支援行動計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部長員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、策定本部を総括する。
- 3 副本部長は、助役とする。
- 4 本部長員は、収入役、教育長及び部長（部長相当職を含む。）の職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に策定本部への出席を求めることができる。

(審議事項)

第3条 策定本部において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 墨田区次世代育成支援行動計画の策定に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項

(招集)

第4条 策定本部は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 策定本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、策定本部に付議する事案を調査・検討するほか、計画の策定に関し必要な事項を協議する。

4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

5 幹事会に、ワーキンググループを置くことができる。

6 ワーキンググループの構成員及び検討事項並びに運営に関する事項は、福祉保健部長が定める。

(事務局)

第6条 策定本部に事務局を置く。

- 2 事務局長は、福祉保健部長をもって充てる。
- 3 事務局長は、次の職務を行う。
 - (1) 幹事会を招集し、主宰すること。
 - (2) 策定本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。
 - (3) 策定本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。
 - (4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

4 事務局長は、前項第2号から第4号までの事務を行うに当たり、各本部長員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

5 事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

6 事務局の庶務は、福祉保健部厚生・児童課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年5月1日から適用する。

[別 表]

墨田区次世代育成支援行動計画策定本部幹事会構成員	
企 画 経 営 室	企画・行政改革担当課長
総 務 部	総務課長
区 民 部	窓口課長
地 域 振 興 部	自治振興・女性課長
地 域 振 興 部 商 工 担 当	商工担当生活経済課
地 域 振 興 部 環 境 担 当	環境担当リサイクル清掃課長
福 祉 保 健 部	厚生・児童課長
福 祉 保 健 部	子育て支援課長
福 祉 保 健 部 高 齢 者 福 祉 担 当	高齢者福祉担当介護保険課長
福 祉 保 健 部 保 健 衛 生 担 当	保健衛生担当保健計画課長
都 市 計 画 部 都	都市計画課長
都 市 計 画 部	都市整備担当都市整備課長
教 育 委 員 会 事 務 局	庶務課長
教 育 委 員 会 事 務 局	生涯学習課長

墨田区次世代育成支援行動計画策定ワーキンググループ構成員	
委員長	福祉保健部厚生・児童課長
委員	企 画 経 営 室 企画・行政改革主査 政策担当
	地 域 振 興 部 自治振興・女性課女性施策推進主査
	福 祉 保 健 部 厚生・児童課厚生主査
	同 同
	同 児童主査
	子育て支援課子育て支援主査
	同 同
	保護課相談主査
	保 健 衛 生 担 当 保健計画課保健計画主査
	教 育 委 員 会 事 務 局 庶務課主査
	学務課主査
	指導室指導主事
	生涯学習課生涯学習推進主査

墨田区次世代育成支援行動計画策定本部等検討経過

■ 策定本部

第1回	平成16年10月12日(火) 午前11時～12時	・墨田区次世代育成支援行動計画中間のまとめ素案について
第2回	平成17年1月25日(火) 午前11時～12時	・これまでの検討経過について ・パブリック・コメントについて ・最終のまとめ素案について

■ 策定幹事会

第1回	平成16年8月9日(月) 午後3時～4時30分	・墨田区次世代育成支援行動計画策定体制について ・これまでの検討経過と今後の予定について ・基本理念と施策の体系案等について
第2回	平成16年10月4日(月) 午後2時～3時30分	・これまでの検討経過について ・墨田区次世代育成支援行動計画中間のまとめ素案について
第3回	平成17年1月17日(月) 午前11時～12時	・これまでの検討経過について ・パブリック・コメントについて ・最終のまとめ素案について

■ 策定ワーキンググループ

第1回	平成16年5月27日(木) 午前10時～12時	・計画策定の基本的な考え方、計画策定の背景等 ・次世代育成支援に係る区の課題、計画の基本理念等について
第2回	平成16年6月23日(水) 午前10時～12時	・第1回乳幼児期分科会及び児童・青年期分科会の報告について ・基本理念、基本目標と施策の方向性、今後の重点課題について
第3回	平成16年7月22日(木) 午前10時～12時	・第2回乳幼児期分科会及び児童・青年期分科会の報告について ・基本理念と施策の体系案、施策の展開案について ・目標事業量の報告について
第4回	平成16年9月27日(月) 午前10時～12時	・区民懇談会、第3回乳幼児期分科会及び児童・青年期分科会の報告について ・中間のまとめ素案について
第5回	平成17年1月11日(火) 午後2時～4時	・パブリック・コメントについて ・最終のまとめ素案について

資料4 計画事業の所管部署 連絡先

所管部署	電話番号	ファックス番号
企画経営室 広報広聴担当	03-5608-6930	03-5608-6406
総務部 総務課 人権・同和対策課	03-5608-6240 03-5608-6322	03-5608-6408 03-5608-6412
地域振興部 商工担当	自治振興・女性課 生活経済課 すみだ中小企業センター	03-5608-6200 03-5608-6182 03-3617-4351
福祉保健部 高齢者福祉担当 保健衛生担当 墨田区保健所	厚生・児童課 保護課 子育て支援課 障害者福祉課 高齢者福祉課 保健計画課 向島保健センター 本所保健センター	03-5608-6151 03-5608-6085 03-5608-6084 03-5608-6163 03-5608-6168 03-5608-6191 03-3611-6135 03-3622-9137
都市計画部 都市整備担当	住宅課 土木管理課 道路公園課	03-5608-6215 03-5608-6203 03-5608-6294
教育委員会事務局	庶務課 学務課 指導室 生涯学習課 スポーツ振興課 あずま図書館	03-5608-6301 03-5608-6303 03-5608-6308 03-5608-6309 03-5608-6312 03-3612-6048

すみだ子育て・子育て応援宣言
－墨田区次世代育成支援行動計画－

平成 17 年 3 月

発 行 墨田区福祉保健部厚生・児童課
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
TEL : 03-5608-6151 (直通)
FAX : 03-5608-6403
Eメール : kouseijidou@city.sumida.lg.jp
